

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成 24 年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、愛知県内で 350 者程度、静岡県内で 210 者程度、長野県内で 190 者程度が見込まれます。

本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）」に基づき実施される業務である。

平成 24 年 1 月 20 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘

1. 業務概要

(1) 業 務 名 平成 24 年度 新豊根ダム管理支援業務（電子入札対象案件）

(2) 業務目的

本業務は、新豊根ダムの適正な管理を行うため、ダム、貯水池及び関連施設等に関する操作、監視、データ整理、資料作成、情報連絡等、ダム等における管理業務の支援を行うものである。

なお、本業務対象施設は新豊根ダムで、業務発注担当部署及び操作方式は、入札説明書の別紙－1 の「業務発注担当部署及び対象施設」を参照。

(3) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる業務を行うものである。

なお、発注者受注者間の指示及び承諾行為は、受注者の管理技術者に対して行うため、実施する担当技術者は管理技術者の管理下において、業務を行うものである。

- 1) ダム等の操作支援
- 2) ダム等の監視支援
- 3) ダム等のデータ整理
- 4) ダム等の資料作成支援
- 5) その他施設等管理支援
- 6) 調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務
- 7) 巡視・監視車両等
- 8) その他の業務

①河川法等に基づき河川管理者が行う許認可等の審査、指導の支援に関する業務

- 9) 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報については、入札説明書の別紙－2 を参照。

(4) 技術提案に関する要件

競争参加資格確認申請書等を提出する者（以下「競争参加資格確認申請者」という。）は、業務を実施するにあたって創意工夫を発揮し、質の向上に努めるため、以下の観点から各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 評価テーマに対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記の評価テーマについて、留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

評価テーマ：新豊根ダムの日常管理における点検・巡視における留意点について

(5) 履行期間 平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日を予定している。

(6) 入札方式等

- 1) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。
- 2) 予定価格が 1,000 万円を超える場合、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象。
- 3) 予定価格が 500 万円以上 1,000 万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を設定する業務対象。
- 4) 2) 及び 3)（予定価格が 500 万円以上）に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
- 5) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

2. 競争参加資格

競争参加資格確認申請者は、2-1. に掲げる資格を満たしている単体企業、又は 2-2. に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2-1. 単体企業

(1) 法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。

・なお、入札に参加しようとする者は、競争参加資格を確認する資料として、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、次に掲げる事項を記載した誓約書を提出するこ

と。

①法第15条において準用する第10条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

②暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号）について中部地方整備局が別に定める手続により行う警察庁への意見聴取に協力すること。なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者とされることに異存がないこと。

また、中部地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、入札に関する条件に違反するものとして入札無効とされることに異存がないこと。

（2）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（3）中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（4）競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（5）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2-2. 設計共同体

2-1. に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年1月20日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から平成24年度 新豊根ダム管理支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の開札の日迄に受けているものであること。

2-3. 2-1.（3）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。（5-2に掲げる設計共同体構成員についても同様とする。）

2-4. 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相

談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない) に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-5. 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

- 1) 本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。(ただし、1.1(2)8)に記載する②工事監督の支援に関する業務、⑤積算の支援に関する業務、⑥技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。)
- 2) 業務対象区間の占用者及び占用者等と資本面・人事面等で関係がある者は本業務の入札に参加できない。(ただし、1.1(2)8に記載する③河川法等に基づき河川管理者(調査職員)が行う許認可等の審査、指導の支援に関する業務が付随されている場合に限る。)
- 3) 発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の再委託をしていることをいう。
- 4) 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
 - ①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
 - ②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(2) 誓約書の提出

上記(1)における中立公平性が確認できる誓約書、若しくは資料の写しを様式自由にて提出することとする。なお、誓約書の提出期限は、競争参加資格確認申請書等と同様とする。

(3) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、当該業務対象施設と同一の愛知県・静岡県・長野県内のいずれかに業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有する者であること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

(4) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請者は、平成14年度以降に完了した以下に示す業務(平成23年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は、実績として認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事をを行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務、C M業務、P F I 事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

2-6. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者
- ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格あるいは第2号の研修を終了した者
- ・1級土木施工管理技士
- ・RCCM または RCCM と同等の能力を有する者(※1)(技術士部門と同様の部門に限る。)
- ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者(※2)
- ・その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者(※3)

※1「RCCM と同等の能力を有する者」とは、RCCM 試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者

※2「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

※3「発注者が認めた公物管理の資格を有する者」とは以下のとおり

- ・施設等管理推進協議会が認定した河川管理支援士

(2) 配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

配置予定管理技術者は、平成14年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成23年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が、60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成14年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

- 1) 同種：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公物管理補助業務（河川、ダム）
- 2) 類似：
 - ・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する公物管理補助業務（河川、ダム）
 - ・国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、調査検討・計画策定業務（河川、ダム）、管理施設調査・運用・点検業務（河川、ダム）、土木設計業務（河川、ダム）の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者の業務

(3) 恒常的雇用関係

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。なお、競争参加資格確認申請者と「恒常的雇用関係」にあることを証明する誓約書（様式自由）を添付すること。ただし、申請書及び資料の提出日までに、「恒常的雇用関係」が競争参加確認申請者と配置予定技術者の両者において成立していない場合は、契約締結日までに「恒常的雇用関係」が成立する趣旨の誓約（様式自由）を添付すること。

(4) 手持ち業務量

- 1) 配置予定管理技術者は、平成24年4月2日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成24年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が4億円未満、かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。平成24年4月2日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業

務等（港湾空港関係を除く。）において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

2) 本業務の履行期間中は、管理技術者の手持ち業務量が契約金額で4億円未満、件数で10件未満（平成24年4月2日現在での手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は仕様書・特記仕様書等において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2-7. 配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

なお、配置予定担当技術者の資格要件は競争資格要件ではないが、以下の資格を有すること。

(1) 配置予定担当技術者の資格

1) 以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）、技術士補（建設部門）
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
- ・河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験（ダム管理技士試験）に合格あるいは第2号の研修を終了した者
- ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
- ・RCCM または RCCM と同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る。）
- ・河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者
- ・河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者
- ・2-6（2）の「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験が1年以上の者
- ・その他発注者が認めた公物管理の資格を有する者（※1）

※1 「発注者が認めた公物管理の資格を有する者」とは、以下のとおり

- ・施設等管理推進協議会が認定した河川管理支援士

なお、1. (3) 6) 「調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務」に専ら従事する者については、上記における資格要件を要しない。

2-8. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は、競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2) 総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち、予定価格が1,000万円を超える請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。
- 3) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の満点) × (1－入札価格／予定価格)

価格評価点の満点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

- ①予定技術者の経験及び能力
- ②実施方針
- ③技術提案
- ④技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点＝（技術評価点の満点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（技術提案評価点）×（④の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（②に係る評価点）＋（③に係る評価点）

4. 入札手続等

（１）担当部局

〒430-0811 静岡県浜松市中区名塚町266

国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所

①経理課：契約手続きに関すること。

電 話 053-466-0112 F A X 053-466-0124

メールアドレス：keihamam@cbr.mlit.go.jp

②河川管理課：競争参加資格確認申請書等の作成に関すること。

電 話 053-466-0118 F A X 053-466-0122

メールアドレス：s854452@cbr.mlit.go.jp

（２）入札説明書等（仕様書含む）の交付期間、場所及び方法

入札説明書等（仕様書含む）の交付期間：別表②のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、競争参加資格確認申請書等の作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4（１）①の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

（３）競争参加資格確認申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等を提出するこ

と。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により、4（1）②まで提出すること。詳しい提出方法については、入札説明書による。

技術提案書等のファイル容量が、3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

提出期間は、別表の③のとおり。

※ 注1「託送」とは… 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

（4）競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングの実施

ヒアリングでは、競争参加資格確認申請書等に記載された以下の事項について質疑応答を行う。また、その結果について評価項目の得点に反映させる。

- ①実施場所：中部地方整備局 浜松河川国道事務所 3階 第三会議室
- ②実施期間：平成24年2月20日（月）～ 平成24年2月29日（水）
- ③ヒアリング時間：別途通知
- ④出席者：配置予定管理技術者
- ⑤ヒアリングにおける質疑応答内容
 - ・配置予定管理技術者の経歴について
 - ・配置予定管理技術者の業務実績について
 - ・実施方針について
 - ・技術提案について

（5）入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表の④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により4.（1）①まで持参又は郵送等すること。

③開札の日時及び場所

別表の⑤のとおり。

（6）競争参加資格認定結果の通知日

別表①のとおり

5. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては、契約書特約事項として添付する。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)①に同じ。

(6) 本入札に係る落札及び契約締結の条件は、平成 24 年度の予算が成立し、予算示達された場合とする。

本入札に係る落札決定及び契約締結日は平成 24 年 4 月 2 日とする。ただし、4 月 2 日までに平成 24 年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は 4 月 3 日以降、予算成立後最初の開庁日とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本入札に係る開札は、落札決定を保留した上で行うものである。

(7) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(8) 国土交通省が行う警察庁への意見聴取に対する協力について

- ・本業務は、法第 2 条第 7 項に規定する民間競争入札の対象であるため、参加者について、競争参加資格として設定されている暴力団排除に関する欠格事由（法第 15 条において準用する第 10 条第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号をいう。）への該当の有無を警察庁へ意見聴取することが必要な業務である。

- ・そのため、入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところに従い、国土交通省（当地方整備局を含む。）が行う警察庁への意見聴取に協力しなければならないものとする。

- ・なお、必要な資料を適時に提出しないなど上記手続に協力しているとは認められないときは、入札心得第 6 条第 9 号に該当するものとして入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

- ・また、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。

(9) 本業務は、新たな積算手法の対象業務である。

本業務の積算基準については、下記URLを参照すること。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/minaoshi/index.htm>

(10) 詳細は、入札説明書による。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成２４年　２月１６日
②	入札説明書等(仕様書含む)の 交付期間	平成２４年　１月２０日から 平成２４年　３月　５日まで
③	競争参加資格確認申請書等の 提出期間	平成２４年　１月２３日から 平成２４年　２月　９日までの １０時００分 から１６時００分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成２４年　３月　６日 １０時００分から 平成２４年　３月　７日 １６時００分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
⑤	開札の日時及び場所	平成２４年　３月　８日 １０時００分 浜松河川国道事務所 入札室